

2026 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 F D K株式会社
代表者名 代表取締役社長 下園 浩史
(コード番号：6955、東証スタンダード)
問合せ先 経営企画・財務部長 竹田 貢
(TEL. 03-5715-7400)

第三者割当により発行される
第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）
の払込完了に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 26 日開催の取締役会において決議した、SILITECH TECHNOLOGY CORPORATION（以下「割当先」といいます。）に対する第三者割当による転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）に関して、本日払込が完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に関する詳細につきましては、2026 年 8 月 26 日公表の「第三者割当により発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権付社債の概要

(1) 払 込 期 日	2026 年 9 月 11 日 本新株予約権付社債を割り当てる日は 2026 年 9 月 11 日とします。
(2) 新株予約権の総数	25 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額 100 円につき金 100 円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	当初転換価額及び下限転換価額における潜在株式数： 5,000,000 株（新株予約権 1 個につき 200,000 株） 本新株予約権付社債の上限転換価額はありません。
(5) 調達資金の額	2,500,000,000 円（差引手取概算額：2,420,000,000 円）
(6) 転換価額及びその修正条項	当初転換価額は 500 円とします。 転換価額は、本新株予約権の各行使請求書が当社に提出された日（以下「修正日」といいます。）において、当該修正日（同日を含む。）までの 1 か月の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、修正日の直前に有効な転換価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正されます。ただし、上記の計算の結果算出される金額が 500 円（以下「下限転換価額」といいます。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割 当 先	SILITECH TECHNOLOGY CORPORATION

(9) 利 率	年率 0.3%
(10) 利 払 日	2027 年 3 月 11 日を第 1 回の利払日としてその日（同日を含む。）までの分を支払い、その後毎年 3 月 11 日及び 9 月 11 日（ただし、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下「利払日」といいます。）に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日（同日を含む。）までの期間について、その日までの半年分を支払います。ただし、半年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1 年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げます。
(11) 償 還 期 日	2031 年 9 月 11 日
(12) 償 還 価 額	額面 100 円につき 100 円
(13) 譲 渡 制 限 及 び 転換数量制限の内容	当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等（同規則に定める意味を有します。以下同じです。）の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当先と締結した引受契約（以下「本引受契約」といいます。）において、本新株予約権付社債につき、以下の転換数量制限が定められています。 当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権付社債の転換をしようとする日を含む暦月において当該転換により取得することとなる株式数が、2026 年 9 月 11 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る本新株予約権付社債の転換（以下「制限超過行使」といいます。）を割当先に行わせません。 割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。 また、割当先は、本新株予約権付社債の転換にあたっては、あらかじめ、当該転換が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。 割当先は、本新株予約権付社債を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。
(14) そ の 他	当社は、割当先との間で、2026 年 8 月 26 日付で、本新株予約権付社債に係る引受契約（本引受契約）を締結いたしました（同契約内容の詳細は、2026 年 8 月 26 日付公表の「第三者割当により発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の募集に関するお知らせ」参照）。

以 上